

発話行為の潜在的人称構造

岡本 雅史
京都大学

1 はじめに

われわれが他人の発話を聞いてそれを理解しようとするとき、現実には生じているのはいかなる出来事であろうか。いや、実際に発話それ自体を理解の対象とするべきかどうかもう一度考えてみる余地がある。ならば、最初の問いをこのように言い換えるべきであろう。われわれはある発話がなされた時、一体どのようにその事態を認知し理解しているのかと。

われわれの目的は、こうした発話および発話状況の理解を認知的視点から考察し、われわれが行っている「理解」とはいったいどのようなものであるか、さらにそこにどのように言語が関与しているのかを明らかにすることである。本稿では特に発話行為に焦点を当て、これまでさまざまな研究者によって中心的に論じられてきた発話行為の成立条件からいったん離れて、発話が行為として理解されるプロセスを解明していきたいと考える。その際、従来ほとんど否定的な引用しかされてこなかったロスの遂行分析の着想と、オースティンと並んで発話行為論の祖であるバンヴェニストのオースティン批判と人称に関する議論を再検討し、筆者が提案する発話場面で生起する「潜在的人称構造」という概念の有効性を主張したい。

2 なぜ発話ではなく発話行為なのか

2.1 発話の意味と発話の不在

これまで言語学はある語や文が何らかの意味をどのようにして伝えるのかという問題を中心に論じてきた。当然聞き手はこうした話し手の伝えようとした意味をその言語コードによって正しく理解し解釈する者と想定されてきたわけである。チョムスキーの言う「理想的な話者-聴者(ideal speaker-listener)」はこのような立場を象徴するものであると言えよう。もちろん言語形式の研究においてこのような立場をとることがすぐさま問題であるとは言えまい。しかしながら、発話理解を考える上では、このような立場がすでに内包しているある前提に注目する必要がある。それは、聞き手が理解し解釈する対象は語や文からなる発話そのものであるという信念である。

たとえば、ある語の意味とはその語が担うべき情報であり、また同様に文もそれらの語を組み合わせることによってさらに新たな意味を伝えているとされる。聞き手はこれらの意味を自らの語彙项目的知識に照らし合わせて解読する存在である。もちろん、多くの語用論者が指摘するように、こうした語彙项目的な知識だけではある文脈で発話された文と同一の言語形式を持つ別の文脈で発話された文との意味の違いが説明できない。したがって、語彙项目的知識に加えて文脈情報つまりコンテクストを勘案することによって聞き手は正しい意味（つまり話し手が意図していた意味）にたどり着くことができると考えられているのである。しかしながら、このようにコンテクストをその解釈要因として含めることも、やはり聞き手が行うことは当該発話それ自体の解釈を前提としている点ではそれまでの意味論的立場と何ら変わることはないと言えよう。

これに対し、われわれが日常的に遭遇することに「有意味な沈黙」とでも言うべきものが

ある。それは、話し手が不意に沈黙し聞き手がその沈黙の意味を探ろうとしているような事態である。もちろん単なる沈黙それ自体が常に解釈の対象になるわけではない。もともと物言わぬ動物や人形の沈黙がそもそも解釈を必要とするものであるとは言い難い。結局「有意味な沈黙」とは「あるべき発話の不在」として捉えられるものに限定されるはずである。つまり単なる沈黙は解釈を引き起こさないのに対し、「発話の不在」としての沈黙は意味を持った存在として聞き手（とはもはや呼べない存在であるが）に現前しているのである。このことが意味するのは、発話それ自体ではなく、発話がなされたある状況においてその発話が何らかの場所を占めているという事態こそが発話理解において重要な役割を果たしているということである。

2.2 発話自体から発話事態へ

このように考えるのならば、発話それ自体はもはや特権的な解釈対象ではなく、いわば発話が行われた事態の一部を構成し、その事態の中で初めて意味を担うものであると言ってよい。つまり聞き手は（これまで語用論者が考えてきたように）ある発話を発話状況を考慮しながら話し手が伝えようとした意味を発見するのではなく、発話が行われた状況、つまり発話事態全体をその発話（もしくはその不在）を手がかりにして理解していくのである。その結果として発話自体に新たに解釈された意味が付与されるのであって、岡本(1996)で明らかにしたようにある種のアイロニー発話では発話それ自体が解釈されることなく理解される¹ように、この発話自体の解釈も発話理解において必要条件ではない。

では、この発話事態とはどのようなものと規定するべきであろうか。現実には発話が行われる事態を観察すれば無限に多くの要素がそこに含まれていることがわかる。たとえば、発話が生産された時点だけに限定しても、まずどのような発話がなされたかという言語的な情報、そしてそれに附随するイントネーションや身ぶりなどの非言語的な情報、さらには発話が行われた場所や時間、そして参加者にとっての状況などさまざまな要素が考えられる。また、発話時点で先立って話者・聴者が持っている言語的知識や互いの人間関係や対人イメージなどを考慮せずして厳密な意味での発話事態は記述不可能であろう。ここに数多の言語学者がコンテキストの発話解釈における関与の重要性を説きながらも、「コンテキスト」それ自体を明確に定義できない理由がある。

しかしながら、われわれにとって必要なのは発話事態の完全な客観的記述ではなく、聞き手がどのようにしてその事態を捉え理解しているかである。言い換えれば、聞き手による対象化がなされやすい表象を考え、それらの連関をもって発話事態の表象として捉えることができれば十分である。例えるなら、平地においては空気中の酸素が目に見えずあたかもその存在が実感されず、酸素の少ない高山に登ることで初めてその存在を意識するが、そのような状況においてもやはり酸素の存在は意識されないように、発話事態を構成する数多の要素のうちで聞き手の解釈操作を経てその表象が変化するものだけに注目すればよい。

では、一体どのような表象の連関を発話事態の表象として規定するべきであろうか。そもそも発話がなされる時点では、いかなる発話であっても、何らかの「話し手」が何らかの「発

¹例えば、安井(1978)にならい、アイロニーを、字義通りの逆の意味を含意すると考えられる「自発的アイロニー(spontaneous irony)」と、相手の発話の一部ないしは全部を繰り返すことによりアイロニー効果を生じせしめる「おうむ返しのアイロニー(provoked irony)」とに区別したとすれば、後者は当該発話の含意を復元することなくアイロニーとして理解される。(岡本 1996: 47)

話」をなんらかの「聞き手²」に「発している」ことを省くことはできない³。これを抽象化すれば、次のようになる。

(1) 発話事態：C (S, H, U, V,..)

S: 発話者 H: 被発話者 U: 発話内容 V: (陳述) 行為

つまり、発話事態を構成する要素は無限に考えられるが、発話が行われる時点においては特にこの4つの表象が、いわば発話事態を表象するスキーマCのスロットとしてまず聞き手に与えられると考えられる。これがスキーマと考えられる根拠は、客観的な発話事態が解釈者の発話理解プロセスに直接関与するのではなく、むしろ聞き手がこれまでに蓄積された過去経験からなる知識構造によって発話事態を主観的に表象化したものが理解プロセスに関与するからである。また<話し手>・<聞き手>・<発話>・<行為>のそれぞれがこのスキーマのスロットと考えることによって、それ以外のファクターも顕在化してはいないながらもスキーマの構成要素として潜在的に存在することを記述することが可能である。

このように発話を捉えたとき、容易に思い起こされるのが「発話行為」という概念である。なぜならば、こうした発話事態の表象との構造的な同型性がいわゆる「明示的遂行文」にも見られるからである。結局、発話理解を考える上で、単に表層的な文レベルで議論するのはその発話それ自体を解釈の対象とする前提に陥りやすいと考えられる。したがって、まずは発話行為をもう一度発話理解の観点から見直していくことにしよう。

3 発話理解に発話行為の成立は必要か

3.1 文の意味と行為の意味

周知の通り「発話行為」という概念は言語哲学者オースティンが創案したものである。彼がそもそも企図していたことは、当時その限界が問題となってきた真理条件意味論の主張に対するアンチテーゼとして発話行為という概念を提起することであった。つまり、真理条件意味論においては、意味のある唯一の言説は分析的で経験的にテストしうるものであり、真／偽という観点から評価できない文は厳密に言えば無意味なものであると考えられてきた。オースティンはこのような真理条件を持たない文の中に単に無意味なものではなく、それを発話することによって行為が遂行される文が存在することを示し、哲学における日常言語の分析の必要性を唱えたのである。(Austin 1962)

このような出自を持つ発話行為論はやがてサールによる体系化を経て、語用論の重要な母胎となったのだが、ここで一つの転倒が生じていることに注目せねばならない。おそらく多くの語用論研究者は発話行為を言語学における意味論分析を補完するものとして捉えているか、グライスの「会話の含意」の概念と共に、コンテキストを勘案することによって初めて計算可能になる意味の一局面と捉えているかのどちらかであると思われる。また社会学にお

²ただし、ここで言う「聞き手」は解釈者と同一であるとは限らない。なぜならば第三者に向けられた発話を立ち聞きする場合が日常的に存在するからである。特に「当てこすり」のように現実にはある者に向けられた発話であるにも関わらず別の相手を非難するような発話の理解を考える上ではこのような区別をたてることは不可欠である。これに関連するものとしてGoffman(1981)の聞き手の役割に関する議論を参照せよ。

³スペルベルによればこうした一種の発話のメタ表象こそが発話の理解の「前提」である(Sperber 1994)。ただし、彼は聞き手を考慮には入れていないので、あくまで「ある話し手がある特定の文を発した」という情報だけが発話理解の前提としている。

いてはその行為遂行的な側面が社会的規範の中でどのように成立するかに大きな関心が寄せられていると言えよう。つまり、いずれの立場も発話行為が成立するための条件を発話者の資格や発話が行われた状況、ならびに発話者の意図などの言語外の要因に求め、発話行為の成立条件を定式化することに腐心している。このように言語によって遂行される行為の成立条件を言語外に求めることは、つまるところ行為論一般の下位範疇として発話行為論を位置付ける立場に帰結する。

しかしながら発話行為を単に特殊な行為として見るだけでは、なぜ発話行為における言語の介在の意義を説明することにはならない。さらに、次節で見る「原初的遂行文」やサールの提案する「間接発話行為」のようにさまざまな言語形式で同一の行為を遂行可能であることが知られているが、その場合もはやどの言語形式がいかなる行為を遂行しているのかさえ不明瞭である。結局、発話行為を純粋に行為遂行面からのみ観察する限り、その成立条件や遂行される行為の種類を非言語的な要因に求めざるを得ない。

このように方向付けられた発話行為論をもう一度発話理解の観点から見直すならば、そもそもオースティンが最終的に放棄した「事実確認文(Constate)」というカテゴリーに属する発話に立ち戻る必要がある。オースティンはまず、最初に「事実確認文」と「行為遂行文(Performative)」の区別を立て、最終的に前者が「陳述」という発語内行為を遂行するがゆえに後者に含まれるものであるとして、その区別を放棄した。この両者の区別の放棄の是非に関しては後に詳しく検討することとして、この放棄の結果、事実確認文は従来考えられてきた文の意味、言い換えれば言語レベルの意味と、「陳述」という行為のレベルの意味という二重性を孕むこととなったのである。オースティンにしてみれば、文の意味だけしか考察対象としてこなかったそれまでの真理条件意味論の立場に対して発話行為という行為のレベルの意味を強調する必要があったことは想像に難くない。しかしながら図らずも発話行為論の真の重要性はこの意味の二重性という点にあると筆者は考える。もちろん、この二重性は事実確認文のみが持つ性質ではなく行為遂行文も持ち得る。オースティン自身は行為遂行文の性質として「いかなるものをも『記述』『報告』せず、さらに事実確認(constate)もせず、しかも『真か偽のいずれ』でもない」(Austin 1962: 5)ことを挙げているが、少なくとも言語としての意味を伝える機能が失われているわけではない⁴。

結論として、発話行為論の意義とはすなわちこれまで言語レベルの意味だけが取りざたされてきた発話に対して同時に行為レベルの意味が存在することを明らかにしたことである。そして逆に発話は行為を遂行すると同時にあくまで言語である点もまた同時に見落とされてはならない。前者の意義のみを過度に重視する社会学的な方向も、そして行為レベルの意味を言語レベルの意味の延長線上に見る旧来の語用論的な行きかたもこの二重性を適切に把握しているとは言い難いのである。

3.2 明示的遂行文と原初的遂行文

さて、先に触れたように発話行為という概念に関してしばしば問題となってきたことの一つに、発語内行為を遂行する発話における二種類の言語形式の存在がある。オースティンの用語を用いれば、遂行動詞を言語形式で明示化した「明示的遂行文(explicit performative)」と、明示化しない「原初的遂行文(primary performative)」の二種類である。

⁴例えば「私はこの子を『太郎』と命名する」と父親が言うとき、この発話が「命名」という発語内行為を遂行しているからといって、この発話の文字通りの意味を伝えていないわけではない。つまり、「真・偽のいずれかではない」ことと文としての意味がなくなることは別の事態なのである。

例えば「約束」の発語内行為を遂行する発話には次のような二つの言語形式が存在する。

- (2) I promise that I won't betray you.
- (3) I won't betray you.

オースティン自身はこの点に関して、明示的遂行文は原初的な遂行文から遅れて発達したものと見なしている。たとえば(3)の発話は(2)の発話に先行しており、社会形態や社会的手続きの高度化と発展の結果、発言の力の明確化が強く要求されたために明示的遂行文が出現することになったと考えている。つまり、(3)の発話では話し手が「約束」という行為を遂行しその結果において責任を負う義務が曖昧になる可能性が(2)の発話を行った時に比べて相対的に低いことは明らかであり、その結果(2)のように「約束」という行為を言語化する必要性が生じたとされる。(Austin 1962: 71-72)

この点に関しては全く異論はないが、語用論者が言うように、言語形式の上で異なるこの二つの種類の発話を同一の発語内効力を持ち、(3)が(2)にいつでも代置可能であるがゆえに本質的には意味上の違いがないとするのは言語レベルの意味を過小評価しているように思われる。なぜならば両者は明らかに異なった言語形式を持っており、行為レベルの意味が同一であるとしても言語レベルの意味は単純に同一視できないからである。また、発話理解の観点から見ても、原初的遂行文と明示的遂行文が単純に同じメカニズムで「約束」という行為として解釈者によって同定されるとは考えにくい。例えば、トーマスは次のような例を用いて原初的遂行文と明示的遂行文の違いを説明している。

- (4) I assure you, I did send in the application on time.
- (5) I did send in the application on time.
- (6) I swear I love you.
- (7) I love you. (Thomas 1995: 48)

彼女によれば、(4)は(5)よりも強く主張している感じを受け、(6)は愛されている側が愛している側の愛情に多少とも疑いを持っているような状況、ないしは誰かを安心させようとする試みでなされる発話のように思われる。つまり、明示的遂行文を発話することは多くの状況において、力関係の不均衡や話し手側の特定の権利を含意することをトーマスは指摘している。しかしながら、彼女の指摘は純粹に記述的なものであり、両者の違いがどうして生じるのかの説明にはなっていない。

実のところ、両者がそもそも行為として同一であるかどうかも本来問題とされるべきである。先に主張したように発話行為とは意味の次元を言語レベルと行為レベルに分節される事態を端的に示す概念である。オースティンのいう「陳述」行為を発話行為として認めるならば、全ての発話が話し手によって発せられることによってこの二つの意味のレベルを開くものであると言える。しかしながらこの二つの意味は、一見矛盾するようだが、どちらも解釈者によってあくまで言語的に同定される。つまり、意味として認知された結果どちらも言語的な存在に落とし込まれるのである。ここで言う「言語的」なるものは一種のカテゴリーとして捉えるとわかりやすい。例えば現実に行為としてさまざまな約束や主張や誓いなどが存在し、それぞれ状況も行為者も行為としての強度も異なっているのに対し、解釈者によってひとたび「約束」や「主張」、「誓い」などの名が与えられることによって、より抽象的な無時間性をもつ言語的カテゴリーに属することになる。この時点での「行為」は言い換えれば解釈者の認知プロセスを経た「行為の名」であって、現実遂行された対象化される以

前の原-行為とは異なった性質を持つ。トーマスが指摘する原初的遂行文と明示的遂行文の意味の違いはこうした現実に遂行される行為の性質について言及されたものであり、そのような意味の差を同一の行為の名のもとに云々することは無意味ではないにしろ適切であるとは言えない。

問題は現実に遂行される行為のニュアンスの違いなどではなく、むしろ異なった言語形式を媒介しつつ結果として同一の行為の名が与えられるとき、それぞれがいかなる要因でその行為の名において理解されるのかということなのだ。そこにおいて初めて一人称・単数形・直説法・現在時制で表わされる明示的遂行文の特権的な性格が明らかにされるはずである。

3.3 発話行為の成立条件

このような原初的遂行文と明示的遂行文の違いはさておき、たとえば「約束」という発話行為が成立するための条件は何であるかと最初に考えたのは無論サールである。彼は「約束」が成立する条件として以下の9つの条件を挙げている。(Searle 1969)

- (8) a) 正常入出力条件が成立している
- b) S (話し手) はTという発言において、命題pを表現している
- c) pと表現することによって、SはS自身についての将来の行為Aを述定している
(bと併せて：命題内容条件)
- d) H (聞き手) は、SがAをしないよりはする方を好むであろう。また、SはHがSがAをしないよりはする方を好むと思っている
- e) 事態の通常の推移において、SがAをするということは、SにとってもHにとっても自明のことではない (dと併せて：事前条件)
- f) SはAを行うことを意図している (誠実性条件)
- g) SはTという発言によって自分がAを行う義務を負うことになるということを意図している (本質条件)
- h) SはTという発言によってSがAを行う義務を負うことになるという認知(K)をHの中に生じさせることを意図(i-1)し、またi-1の認知によってKを生じさせることを意図し、さらにi-1の認知がTの意味をHが知っていることによってなされるように意図している。
- i) SおよびHによって使用されている方言の意味論的規則はTが正しくかつ誠実に発せられるとき、かつその時に限って条件a)~h)が成立するという規則である

これらの諸条件をひとつひとつ吟味していくことは本稿の主旨ではないが、サールの議論において重要なのは「命題行為」(その成立条件としては(8b)として文のレベルの意味を発語内効力の表示装置とは独立の関数として立てたことにあることには触れておきたい。このような区別をもって初めて発話行為が同一の命題内容を持ちながらも異なった行為を遂行することが説明可能になるわけだが、これは同時に発話それ自体に与えられる行為の名と現実に遂行される行為が必ずしも同一である必要がないことも示唆している。例えば次のような間接発話行為の例は発話としては「質問」であるが、現実には「叱責」として解釈される。

- (9) 喋りながら食べるなって何回言った？

このような発話はサールの主張に沿って言えば、「質問」という発語内行為の遂行と同時に「叱責」という別の発話行為が遂行される例である(Searle 1979: 38)。しかしこの発話行為の

同時的遂行説を批判する者も多い。例えばクールタードは(9)の発話に対して「七回ぐらいかな」という(9)を単に「質問」としてとらえた応答は容認できないとして、サールの主張を批判している(Coultard 1985)。確かに行為の「成立」のみを問題にするのであればクールタードの批判はもっともであるが、現実には(9)の発話を単純に「質問」としてだけみることも不可能ではない。つまり、サールの主張が強すぎるのは、彼があくまで行為の成立のみを問題にしたからであり、「叱責」行為の成立と同時に「質問」行為が遂行されるとは言えないにしても、言語形式として(9)の発話が「質問」という名のもとに解釈されるのは一向に差し支えない。むしろ、意図的に質問に対する返答のみをおこなって話し手の揚げ足を取るような聞き手は充分想定可能である。つまり発話行為の同時的遂行と言うよりも、発話が持つ言語レベルと行為レベルの意味の二重性を措定する方が合理的なのである。

そして発話行為の成立条件に話を戻せば、サールが(8)のような成立条件を設定した背景にもやはり、行為の成立のみを重視した行為論的な立場から生じた、行為に先立って行為の成立する条件が存在するという前提を感じ取らずにはおれない。これはまた、オースティンが発話行為の適切性条件を指摘して以来、あまねく語用論研究者によって受け継がれている前提でもある。しかしながら、現実の発話理解のプロセスにおいて、ある発話が「約束」であると解釈されるためにはサールの言うような条件がそれぞれ前もって成立する必要はない。実際のところ、聞き手がこれらの条件をひとつひとつ勘案することによってある発話を「約束」と同定することなどありそうにない。むしろ、逆に当該発話が「約束」ではないと聞き手に感じられる時に聞き手がその理由を求める先を抽象化したのが先の成立条件であると見た方が直観に合う⁵。例えば次のような発話は実際には「約束」という発語内行為を遂行している例ではないが、現実には約束が行われる実態をよく表わしている。

- (10) I promised her my eternal love, and I actually thought that for a couple of hours.
[Dangerous Liaisons (1988)]

(10)の話し手は「約束」を行わなかったのだろうか。それとも約束はしたけれども守らなかったのだろうか。

しばしば発話行為の議論で問題となるのはこのように「一体どの時点で行為は遂行されたと見なし得るのか」ということである。この問題に適切な解答を与えることは容易ではない。もちろん「発語内行為はその定義上、発話と同時に達成される行為であり、言い換えれば発話<すなわち>行為なのである。発話<によって>なされる事後的な行為は発語媒介行為として別のカテゴリーに属するのだ。ゆえに条件さえ適切に整っていれば発語内行為は発話の時点で達成される」と答える者もいるであろう。しかしながらこれは一種の循環論法であり、また発話行為と行為一般を混同している。なぜならば、先に述べたように発話の時点で解釈者によって「約束」と見なされる、つまり「約束」という名が与えられることと、実際に「約束」行為が遂行されることは同義ではないからである。

たとえば、次のような例ではBはAの発話を「約束」の遂行としては不十分なものと考えている可能性がある。

- (11) A: 明日は必ず迎えに行くって約束するよ。
B: じゃあ、指切りげんまんね。

⁵つまり、サールはある発話が「約束」行為を遂行しない場合を逐一観察することによって逆に「約束」行為の成立条件を列挙するといった思考プロセスを経ているように思われる。

(と言って二人は指切りげんまんをする)

この時、Aはサールのいう成立条件の全てを満たしているが、聞き手Bにとっては「指きりげんまん」をすることで初めてAは「約束」行為を遂行することになると考えている。この場合、BにとってAの発話は「約束」の発話と言うよりは「約束の表明」であると考えた方が合理的なのである⁶。言い換えれば、BはAの発話を「約束」という名のもとに理解しつつも、現実の「約束行為」は未だ遂行されてはいないと考えているのである。

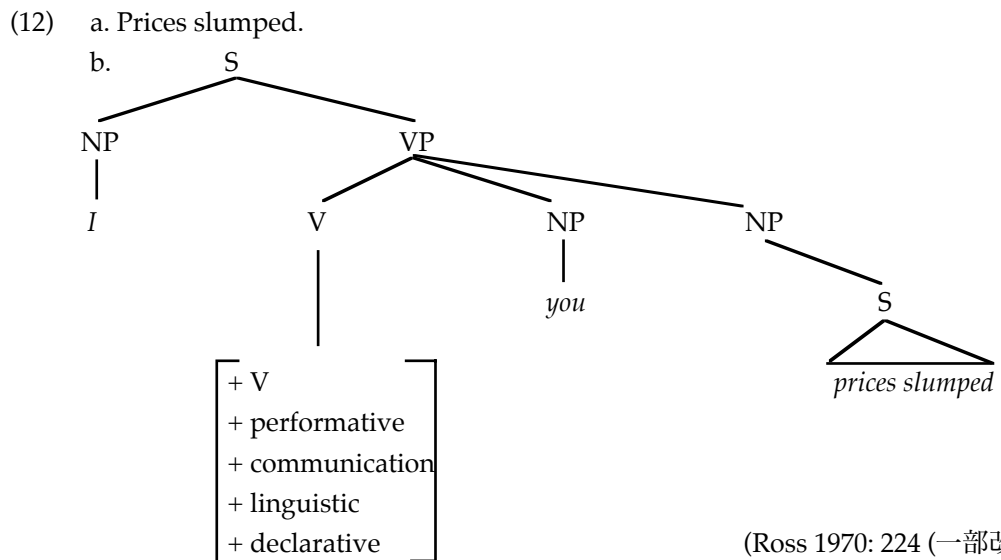
結論として、言語レベルにおいてある発話を何らかの行為の名のもとに理解することと行為レベルにおいて何らかの行為が実際に遂行されることは別であり、前者にとって後者は必ずしも必須のものではないと言える。

4 発話は必ず「発話」される

4.1 遂行仮説の欠陥と意義

オースティンの発話行為論は語用論の礎となったが、それとは別に生成文法派の側からもいくつかの統語的な問題を解決する可能性が発話行為論に含まれているという主張がかつてなされたことがあった。その代表的な例がロスの主張する遂行分析である(Ross 1970)。

彼は、オースティンの原初的遂行文と明示的遂行文が言語形式の差はあれ、発話内の力が共通するならば同一の遂行性を持つという主張を踏まえ、全ての文が次のような深層構造を持つことを主張した。例えば(12)のaはbのように深層構造を表記できる。すなわち、あらゆる文はその最上位の節として?一人称単数の主語 I@二人称の間接目的語 You A現在時制の言語伝達(+linguistic, +communication, +declarative)の遂行動詞を取ることを主張したのである。



そしてこの主張の根拠は例えば(13)(14)のような前方照応の例を用いて説明された。(13)の例

⁶この主張は、例えばヴァンダーヴェーケンの言うところの発話行為は遂行の「宣言」を通じて遂行されるという主張と一見似ているが、彼の「宣言」はあくまで一次的な行為であり、その遂行によって二次的に遂行される発話内行為とは行為遂行のレベルが異なるものである(Vanderveken 1990)。しかしながら、ここでの主張はある発話が解釈者によって「約束」と理解されることと「約束の表明」であると理解されることとの間にレベルの差を設定するものではない。

は発話の基底に一人称単数の主語があることを示しており、(14)の例では基底に現在時制の言語伝達(+linguistic, +communication, +declarative)の遂行動詞が存在することを示しているとされる。

- (13) a. Linguists like myself were never satisfied with the promising framework.
b. * Linguists like himself were never satisfied with the promising framework.
- (14) a. Ann *can* swim; but if you don't believe me, just watch her.
b. * Ann *can* swim; but if you don't believe them, just watch her.

(Ross 1970: 240)

この遂行仮説に対する反論は様々なところで論じられておりここでは繰り返さないが、発話理解の観点から筆者が考える遂行仮説の欠陥は大きく見て三つある。

一つは、これが発話行為論を統語論および真理条件意味論に還元しようという試みであるという点である。たとえばレヴィンソン (Levinson 1983) が指摘するように、意味論的問題としては、遂行節とその補文が同じ真理値を持っているとは言えないこと、そして統語的には発話内効力を統語構造に反映させることに限界があることは明らかである。しかしながら、この後見るように、発話理解という観点から再検討するならば依然として有効な点があると言える。

二つめは、今述べたことと関係するが、基底の最上位の節の中で取る動詞が、すなわち遂行される発話内行為であるとした点である。つまり、複数の遂行動詞が選択的に(12b)のVの位置を占め得るとロスはあるようなのだが、それはあくまで統語論的な要請であって現実の発話理解の観点からは容認されない。

しかしながら先の2.2で述べたように、発話理解の観点から考えればどんな発話においても何らかの話し手が何らかの聞き手に「発話している」ことだけは唯一、それ以外の行為の同定とは異なり、いついかなる場合も無条件に行為として認められる⁷。この意味においてロスの遂行仮説は認知的な発話事態を正しくとらえていると言えるだろう。そもそも彼の主張が文のレベルでのみ統語的な操作を考えることの限界から生じたものであることを考えあわせれば、先述したように行為レベルまで考慮しなくては語用論的問題のみならず、統語論的問題も解決できないことを示唆している点を見のがしてはならない。

そして最後に、基底の最上位の節の中で取る主語と間接目的語のIとYouを現実の話し手と聞き手と同一視し、下位の節に含まれるIやYouと単純に同一指示を与えるものと仮定した点が問題である。たとえば次のような発話において、現実の話し手と文中の「僕」や「私」に認識論的な同一指示を与えてしまうと単なる矛盾文になってしまう⁸。

- (15) a. 僕は君には何も話したくない。
b. 私は本当の事は決して言いません。

以上の問題点を踏まえた上で遂行仮説を評価するとすれば、やはり遂行仮説の最初の着想である「いかなる発話もある話し手によってある聞き手に向けられた発話である」という現

⁷もっと正確に言うならば、いかなる発話も解釈者によって「発話」という行為として対象化されうるポテンシャルを持つ。

⁸つまり、(15)aでは「何も話したくない」話し手と「『話したくない』と話している」話し手を区別しなければ、文としての意味が成立しない。

実の発話事態に潜在的に存在する一つの認知空間を設定したことが重要である。言い換えれば、次のような構造を全ての発話について認めるべきであると筆者は考える。

(16) <I> — <TELL> — <YOU> — [(utterance)]

これはまた同時に(1)で示した発話事態スキーマのプロトタイプでもあり、現実の発話事態において表象化されやすい要素の連関をも示している。ただし、この大文字のI、YOUは現実の話し手および聞き手と完全に同一のものでなく、あくまで「語る」という行為を示すTELLに結び付けられた一回限りの<話者相><聴者相>とでも言うべきものとする。なぜならば、当該の話し手や聞き手が時間的ないしは空間的に連続した統一された存在であると見なされるのは解釈者の認知作用の結果であり、現実には不断に変化し続ける動的な存在であるからである⁹。そしてここで問題とされているのは、解釈者によって現実の「話し手」や「聞き手」として対象化される以前の潜在的な構造の参与項としての性質なのである。

まとめると、いかなる発話も単に静的な文としての性格を持つだけでなく、動的に発話されるという行為の側面を持つ。また、現実の話し手や聞き手もいわば言語化された「私」や「あなた」としての役割のみならず、常に発話事態の当事者としての役割を併せ持つ重層的な存在である。そして、この議論に重要な示唆を与えてくれるのが次章で見るバンヴェニストの人称論なのである。

5 潜在的人称構造

5.1 バンヴェニストの人称論

バンヴェニストは早くから<人称>という問題について、その連続関係から<人称>を定義して「私」と「あなた」と「彼」という実際の存在と関係付けることを批判していた。彼はアラビアの文法家が用いる定義から出発して、一人称を「語る者」、二人称は「語りかけられる者」であるのに対し、三人称は「(その場に)いない者」という本質的な性質を持つていることを主張する。そして、まさに<語り>の場面からのみ規定されるものとして人稱をとらえ、発話する『私』という一人称とその『私』が話しかける『あなた』という二人称とがその<語り>の行為の場面でその都度生起する<一回性>を持ったものであることを示唆した。さらに『いま』『ここ』もその<語り>の場面でのみ本質的に見いだされるものであると考えたのであった(Benveniste 1971)。つまり、前章で述べたように、これまでの語用論が暗黙の内に前提としていた話し手や聞き手の統一的実在性に対して、<語り>という一回的行為を中心にした認識論的転回の契機が彼の主張に含まれていると言える。

このような彼の考え方の背後には、言葉のもつ自己参照性、つまり各々の話し手が自らを<語る主体>として設定し、自分の発話の中で『私』として自らを指し示すことによるのみ言葉が可能になるという信念がある。そのため必然的に、オースティンが最終的に放棄した事実確認的発話と行為遂行的発話の区別を重視することとなった。従って、彼は例えば次のような原初的遂行文と明示的遂行文を遂行される発話内行為が共通するという理由で同一視するオースティンの立場を批判する。

⁹さもなければ、現実の話し手の持つ複数の矛盾する意図や信念、そして現実の聞き手が逐次変更し再解釈する発話表象や話者イメージを現実の発話の場から離れたところで統合せざるを得なくなる。

実際の発話の中で表層的な言語形式として一人称主語・現在時制を取り、かつ意味論的に言語使用性を持つ動詞であった場合、解釈者はその発話を、発話事態を構成する潜在的な行為である<語り>の代わりに、言語形式で表わされた明示的な行為を錯視により同定してしまうのである。なぜならば、ある発話が行為であるためには発話の時点と行為の時点が一致していること、発話者が行為者と一致していること、そしてその行為が言語を仲介することによって成立していることが必要であるが、言語形式としてそのような要件を満たしている時に限り、解釈者はその発話に明示的に表わされた行為の名を付与してしまうのであると考えられる。言い換えれば、その明示的な行為の名において当該発話を<理解>するのである。さらにこの理解のシステムを(1)のスキーマに基づく発話事態表象の解釈者による変換と見るならば、次のように記述できるだろう。

(20) C ([<I>]_s [<YOU>]_H [I promise that I won't betray you]_U [TELL]_{v..})
 ↓ conversion A
 C_a ([I]_{sa} [you]_{Ha} [I won't betray you]_{Ua} [promise]_{va..})

また、必要に応じてその発話に<語り>、つまり「発話する」という基底的な行為の名を与えることが可能であることは言うまでもない。その場合は次のように事態表象が変換される。

(21) C ([<I>]_s [<YOU>]_H [I promise that I won't betray you]_U [TELL]_{v..})
 ↓ conversion B
 C_b ([I]_{sb} [you]_{Hb} [I promise that I won't betray you]_{Ub} [tell]_{vb..})

このようなモデルで分析することの利点は、まず、行為の<成立>とは別に行為の<理解>を説明できることが挙げられる。つまり、表層的な言語形式によって解釈者とその発話を理解し、次の段階としてその行為が成立しているか否かを評価するという二段階のプロセスも記述可能である。上の(20)(21)で言えば、変換Bを行ってから変換Aを行うような場合である。

次の利点として、表層の言語形式として上に挙げた三つの条件のうちのどれが成立しなかったかによって、遂行発話にならなかった場合や別の行為になる場合などを分類しうる可能性が期待できる。ここではそれらを詳しく述べる余裕がないが、例えば主節の動詞が過去形であった場合や、言語使用的でない動詞（例：run）であった場合、そして一人称主語でなかった場合に明示されている動詞が表わす行為としては理解されず、別の行為であったりする理由の説明に貢献するであろう。また、逆に次の(22)の例のように主節ないしは補文の主語が一人称ではないにもかかわらず行為の理解が達成される例を、潜在的な一人称との意味論的包含関係ないしはメトニミー関係によって説明することが可能であると思われる。

- (22) 我が社はこの製品の品質を保証いたします。
 (23) うちの犬は決して人様に危害を加えたりしないと宣言します。

そして最後に、このような明示的遂行文を解釈者が理解するのはまさに言語的な形式によってであることをこのモデルは示している。つまり、原初的遂行文と明示的遂行文の違いを説明するためには、前者の理解では変換Aや変換Bとは変換の条件が異なっていることを示せばよい。つまり表象変換における言語形式の介在性の有無を問うことによって、同じ行為の名のもとに理解される二つの異なる言語形式を持つ発話の理解プロセスを区別できるのである。

結局、例えば約束行為の例で言えば、明示的に「私」が「約束する」ことが言語形式に反

映されている限り、約束行為が成立する前に解釈者にとってそれは「約束」である。その行為が成立するか否か、そして別の行為が遂行されるか否かは発話理解のプロセスにおいてはその次の段階の問題なのである。

6 発話理解から見た発話行為

6.1 意味の二重性

さて、これまで述べてきた中で筆者が最も強調したい点は、発話行為は「行為」であると同時に「言語」であるということである。従って行為論的な視点からのみ考えている限りは、発話行為が他の行為一般とはどのような差異があるのかは説明できない。行為一般の成立条件は発話行為の場合転倒される。つまり、ある発話の解釈者にある発話行為がいかにして成立したかを問うことは、それをある「行為」として理解した上でのレトロスペクティブなプロセスに他ならない。また、発話が言語である限りは、それによって伝えられる意味内容とその言語を使用しているという行為の両者ともが、常に潜在的に解釈者の反応を引き起こす要因になり得る。

つまり、発話行為の特質を一言で言うならば、必ず言語レベルの意味と行為レベルの意味の二つの次元が発話によって開かれることである。そして言語レベルの意味が前景化し行為レベルの意味が背景化することも、またその逆もあり得る。解釈者は発話を構成する「言語」に対して反応することも「行為」に対して反応することもできるのだ。オースティンが発話行為という概念を着想した時、その根底にあったのはこの意味の二重性であったと思われる。そうでなければ、最終的に事実確認的発話と行為遂行的発話の区別を放棄しはしなかったであろう。奇妙なことに、バンヴェニストによるその放棄の批判もやはり、同じこの発話の重層性にその根拠があると考えられる。両者の違いは、オースティンは発話が本質的に持つ<語る>という行為を「陳述する」というカテゴリーで他の発話内行為と同じ平面に置いたのに対し、バンヴェニストはこの<語る>行為を他の発話内行為の基底にある特権的な行為と見た点にあるのだ。しかしながら、潜在的には特権的な行為であるこの<語り>も、ひとたび解釈者によって「話す」や「発話する」のような行為として命名された瞬間、「約束する」や「誓う」といった発話内行為動詞と認知的な発話事態の表象内で同じ位置を占めることとなる。この段階において初めてオースティンの事実確認的発話と行為遂行的発話の区別の放棄は意味を持つのである。

6.2 発話行為から事態認知へ

繰り返すが、現実に遂行される<行為>と解釈者によって命名される「行為」を混同してはならない。後者はあくまで言語的な表象であり、実際に遂行されるか否かを問うことはできない。発話行為の議論における困難はこの言語的な表象としての「行為」を現実に遂行される<行為>と同一視したことに由来するのだ。この背景には、先述したように発話それ自体を理解の対象とする前提と、行為一般の下位範疇として発話行為を分析しその成立条件を云々する行為論的姿勢が存在する。前者の前提を再考し後者の姿勢を批判するためにわれわれは発話理解そのものから問い直す必要があるだろう。だとするならば、発話行為の問題は単に独立して考察されるべきものではなく、われわれがある発話がなされた事態をどのように認知し理解していくのかを考慮に入れなくてはならない。つまり、これまでややもすれば意図を持った話し手の立場からの議論に終始していた発話行為論を、聞き手ないしは解釈者の立場から批判的に検討していくことこそが必要なのである。

本稿ではそのような考えから、まず発話理解を発話事態の認知としてとらえ、その上で言

語がその認知プロセスにどのような役割を果たしているかを明示的な発話行為を例に検証した。そしてさらに解釈者による事態認知表象の変換として発話理解をとらえる方向性を示唆した。ここでの分析は不十分なものではあるが、発話理解の研究にとって、さらに発話行為の分析にとっても重要な示唆を含むものであると信ずる。

7 おわりに

結論めいたことは既に述べたので、今後の課題について触れたい。

まず発話行為の潜在的人称構造に関しては、さらに多くの発話例を用いて言語形式と行為の同定に関する分析を深める必要がある。特に英語とは異なり、遂行文であっても明示的に一人称主語を取ることがほとんどない日本語での発話行為の分析は必須であると言えよう。また時制の問題を考慮することで、当該発話によって語られる事態とそれが発話される事態との関係を詳細に分析することも予定している。さらに、文の主語と発話者とのメトニミー的関係を考察することで、発話理解プロセスにおける認知的な分析の有効性を示していきたい。そして、発話理解とは発話事態の表象変換であるとするならば、どのような要因によってその変換がなされるのかという諸要因の記述と、どの時点でその変換プロセスが終了するのかというメカニズムの分析も残されている。その際、岡本(1996)で分析した「話者イメージ」や「意図」などの認知表象のカテゴリー化がそのヒントになるであろう。

参考文献

- Austin, J.L. 1962. *How to Do Things with Words. Second Edition.* Oxford: Oxford University Press. (坂本百大 (訳) 『言語と行為』, 大修館書店, 1978)
- Benveniste, E. 1971(1966). *Problems in General Linguistics.* Florida: University of Miami Press. (河村正夫・木下光一・高塚洋太郎・花輪光・矢島猷三 (訳) 『一般言語学の諸問題』, みすず書房, 1983)
- Chomsky, N. 1970. *Aspects of the Theory of Syntax.* Cambridge, Massachusetts: The M.I.T. Press.
- Coulthard, M. 1985. *An Introduction to Discourse Analysis, Second Edition,* Longman.
- Goffman, E. 1981. *Forms of Talk.* University of Pennsylvania Press.
- Grice, P. 1989. *Studies in the Way of Words.* Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- 橋元良明 1989. 『背理のコミュニケーション』 勁草書房.
- Jacobs, R.A. and P.S. Rosenbaum (eds.) 1970. *Readings in English Transformational Grammar.* Waltham, Mass. : Ginn & Co.
- Leech, G.N. 1983. *Principles of Pragmatics.* London: Longman Group Ltd. (池上嘉彦・河上誓作 (訳) 『語用論』, 紀伊国屋書店, 1987)
- Levinson, S.C. 1983. *Pragmatics.* Cambridge: Cambridge University Press. (安井稔・奥田夏子 (訳) 『英語語用論』, 研究社出版, 1990)
- 岡本雅史 1996. 「階層的発話解釈モデルによるアイロニー発話の了解および解釈プロセスの分析」, 京都大学大学院 人間・環境学研究科 修士論文.
- Recanati, F. 1987(1981) *Meaning and Force: The Pragmatics of Performative Utterances.* Cambridge: Cambridge University Press.
- Ross, J.R. 1970. "On Declarative Sentences". in Jacobs and Rosenbaum (eds.), 222-72.
- Searle, J.R. 1969. *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language.* Cambridge: Cambridge

- University Press. (坂本百大・土屋俊 (訳) 『言語行為—言語哲学への試論』, 勁草書房, 1986)
- Searle, J.R. 1979. *Expression and Meaning*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Sperber, D. 1994. 「ことばの理解を理解する」 in J.Khalifa(eds.) 1994. *What Is Intelligence?*, Cambridge University Press. (今井邦彦 (訳) 『知のしくみ—その多様性とダイナミズム』, 新曜社, 1997, 263-294.)
- Thomas, J. 1995. *Meaning in Interaction: An Introduction to Pragmatics..* London: Longman Group Ltd.
- 土屋俊 1986. 『心の科学は可能か』 東京大学出版会.
- Vanderveken, D. 1990. *Meaning and Speech Acts Volume 1*. Cambridge: Cambridge University Press. (久保進 (監訳) 『意味と発話行為』, ひつじ書房, 1997)
- 山梨正明 1986. 『発話行為』 大修館書店.